

特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会 定款

新旧対照表

新	旧
<p>第3章 役員 (種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 3人以上15人以内</p> <p>(2)監事 1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上<u>3人</u>以内を副理事長とする。</p> <p><u>附則</u> この定款は、令和6年5月24日から施行する。</p>	<p>第3章 役員 (種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 3人以上15人以内</p> <p>(2)監事 1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。</p>

特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会定款

新旧対照表

新	旧
<p>(総会の権能)</p> <p>第21条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第22条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知しない事項については、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(3) 監事から第14条第4項第5号の規定に基づき、招集の請求があったとき。</p> <p>附則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>(総会の権能)</p> <p>第21条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第22条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第26条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただしあらかじめ通知しない事項については、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(3) 監事から第15条第4項第5号の規定に基づき、招集の請求があったとき。</p>